平成２３年（フ）第２８１０号
福岡市博多区井相田３丁目12番25―402号
債務者　梶原加代子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４６号
福岡市東区青葉７丁目30番４号
債務者　無津呂　健
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８６６号
福岡市博多区諸岡３丁目33番30号
債務者　松田　富美
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８６７号
福岡県朝倉市甘木954番地
債務者　今村　敏郎
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８５号
福岡県筑紫野市武蔵５丁目７番41号
債務者　圓城寺優美子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９５９号
福岡市西区愛宕２丁目11番34号
債務者　當眞　貴子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９号
福岡市南区花畑２丁目13番３―105号
債務者　大路　勝三
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３号
福岡市博多区吉塚１丁目５番12―203号
債務者　藤城　裕幸
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３号
鹿児島県出水市上知識町226番地　鹿島団地７棟101号、前住所鹿児島県出水市上知識町175番地
債務者　近藤十志夫
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県出水市上知識町226番地　鹿島団地７棟101号、前住所鹿児島県出水市上知識町175番地
債務者　近藤　禮子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字下里1108番地２　ぷらんどーる２―202
債務者　饒平名延子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第７号
山梨県甲府市湯村２丁目１番13号
債務者　田島　朝子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
長野県須坂市大字小山339番地の３
債務者　宮崎　賢昌
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
長野県飯山市南町18番地２　11号室
債務者　石川　康博
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６３８号
岐阜市羽根町15番地
債務者　**峯**本タヅ子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
宮城県刈田郡七ヶ宿町字瀬見原85番地１　町営住宅11号
債務者　鼬川小百合（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第５号
宮城県角田市横倉字大在家110番地
債務者　高橋　智宏
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部